

第3回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和元年10月28日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時17分 開議
午後 1時42分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 令和2年度行政組織の見直し(案)について

(2) 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)について

2 出席委員(27名)

委員長	須田浩和君	副委員長	栗原文隆君
委員	滑川友理君	委員	萩谷慎一君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	綿引健君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	田口文明君
委員	森正慶君	委員	鈴木宣子君
委員	黒木勇君	委員	高倉富士男君
委員	飯田正美君	委員	小泉康二君
委員	大津亮一君	委員	渡辺政明君
委員	袴塚孝雄君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	内藤丈男君
委員	田口米蔵君	委員	松本勝久君
委員	福島辰三君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	武田秀君	国体推進局長	小嶋いつみ君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大久保克哉君	国体総務課長	村沢晶弘君

政策企画課長	長谷川 昌人君		
総務部長	荒井 幸君	総務部参事 兼人事課長	天野 純一君
行政改革課長	熊田 泰瑞君		
財務部長	園部 孝雄君	財政課長	梅澤 正樹君
市民協働部長	鈴木 吉昭君	防災・危機 管理課長	小林 良導君
市民課長	高安 正紀君		
生活環境部長	川上 幸一君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤 利光君
衛生管理課長	渡邊 徳子君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所長	大曾根 明子君		
産業経済部長	小田木 健治君	産業経済部 技監兼 農政課長	深澤 和広君
農業技術 センター所長	清水 健司君		
建設部長	渡邊 雅之君		
都市計画部長	高橋 涼君	公園緑地課長	上田 航君
消防長	小泉 直紀君		
上下水道事業 管理者	檜山 隆雄君	水道部長	伊藤 俊夫君
下水道部長	白田 敏範君		
教育部長	増子 孝伸君		

6 事務局職員出席者

事務局長	小嶋 正徳君	事務局次長 兼総務課長	関谷 勇君
議事課長	永井 誠一君	議事課長補佐	永井 直人君
書記	嘉成 将大君	書記	矢吹 友鏡君

午後 1時17分 開議

○須田委員長 お疲れさまです。

定足数に達しておりますので、ただいまから、第3回行政改革調査特別委員会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、令和2年度行政組織の見直し(案)について、執行部より説明願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、令和2年度行政組織の見直し(案)につきまして、行政改革課提出の特別委員会資料①に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料の表紙を返していただきまして、1ページをごらん願います。

1の組織見直しの視点でございますが、令和2年度の組織の見直しに当たりましては、時代の変化等に即応し、簡素で効率的な組織の編成を基本に、本市における行政課題の解決に向けて効果的な施策を推進するための体制を整備するとともに、事務事業執行の効率性や機能性に配慮しながら、既存組織間の役割分担の見直しを行うこととしております。

2の組織数でございますが、令和2年度の組織見直しのうち、中核市関係につきましては、本特別委員会に御報告済みでございます。詳細は参考資料として、平成30年4月12日の特別委員会資料を添付してございますので、後ほど御参照願います。

したがいまして、今回御報告をいたしますのは、資料1ページの表の一番右端の見直し案(今回報告)の列でございます。組織の増減につきましては、部内の局が1減、課が1減、室が2減、係が5減でございます。

それでは、順次各部ごとの見直し内容を御説明させていただきます。2ページをごらんください。3の組織案でございます。

まず、表の見方でございますが、一番左側の現行の列は、本年4月1日時点の組織体制を記載してございます。その右隣の改正の欄が、令和2年度の組織体制を示してございます。さらに、右側に改正内容と改正による効果等を記載してございます。なお、網かけ部分が今回の変更箇所をあらわしてございます。

それでは、まず市長公室でございます。国民体育大会の終了によりまして、国体総務課と国体競技課から成る国体推進局を廃止するものでございます。

3ページをお願いいたします。総務部でございますが、中核市移行により、組織経営の観点から、より一層行政運営の適正管理を図る必要があることから、行政改革課の名称を行政経営課に改めるとともに、係の名称も改革係から経営係に改めるものでございます。また、各部の事務量や人員配置のバランスを踏まえ、市民協働部の負荷を低減するなど、事務所管の適正の観点から、市民課を総務部に移管するものでございます。

4ページをお願いいたします。市民協働部でございます。

交通防犯、空き家対策など、生活安全体制の強化と、防災・危機管理体制の強化により、防災・危機管理課を防災・危機管理課と生活安全課の2課に分離するものでございます。あわせて2課体制の確立により、これまでの課内室の危機管理室及び生活安全室を廃止するものでございます。市民課につきましては、総務

部のところで御説明したとおりでございます。

5ページをお願いいたします。生活環境部でございます。

し尿処理施設整備の推進により、衛生事業課の整備係を設けるものでございます。なお、衛生管理課から衛生事業課への名称変更は、平成30年2月9日の特別委員会に報告済みでございます。

次に、清掃事務所でございますが、新清掃工場稼働開始に伴う名称変更により、清掃事務所の小吹清掃工場を清掃工場に改めるものでございます。

6ページをお願いいたします。産業経済部でございます。

小吹清掃工場の稼働停止に伴う余熱供給停止のため、農業技術センターを廃止いたします。あわせて農業の多様な担い手の確保及び農地集約のための体制の強化、農産物の生産振興、流通並びに6次産業化の推進など、農業施策に重点的に対応できる組織として、農業施策に係る組織を再編することとしまして、農政課内原農政係を廃止し、農産振興課を内原庁舎に新たに設置いたします。農産振興課では、農業技術センター技術系の事務や、農政課内原農政係の一部事務も担当いたします。また、公園に係る施策の所管を統一することで、都市公園に係る施策の効果的実施や一体管理を図るため、植物公園を都市計画部公園緑地課に移管いたします。

7ページの都市計画部公園緑地課につきましては、産業経済部のほうで御説明したとおりでございます。

参考資料といたしまして、組織見直しに伴う各課の事務分掌を入れた令和2年度行政組織見直し（案）の事務分掌新旧対照表、令和2年度の組織全体を示すための令和2年度水戸市行政組織（案）、それから中核市関係につきましては、平成30年4月12日の特別委員会提出資料でございます中核市移行に係る平成32年度の組織編成（案）についてをそれぞれ参考資料として添付してございますので、後ほど御参照ください。なお、中核市関連につきましては、4月からの事業の実施に向けて、関係条例の議案を本年第4回及び令和2年第1回の市議会定例会へ提出してまいります。

令和2年度行政組織の見直しに係る資料説明は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明がありました内容について、何か御質問等ございましたら発言を願います。

松本委員。

○松本委員 確認なんですけれども、私も都市建設委員会におるものですから、農産振興課は小吹清掃工場の関係だと思ってしまうんですけれども、植物公園の所管が産業経済部の農業技術センターから都市計画部の公園緑地課のほうに今度かわるというようなことですね。そうすることによって、公園緑地課は水戸市公園協会のほうに管理委託ということに流れとしてはなっていくということになりますか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

植物公園につきましては、今まで産業経済部の所管という形になってございましたが、来年度の見直し（案）につきましては、植物公園につきましては都市公園の一部でございますので、都市公園の所管を含む公園緑地課に移管するというものであります。

その先ですが、植物公園に指定管理者制度を導入するかどうかにつきましては、今後公園緑地課の中でも

御検討いただきまして、それについても御検討いただくというようになってございます。

○松本委員 それまでに決めとかなきゃなんぬい、当然。定例会の議案に上がるまでに。

○福島委員 じゃ、どういう手続でいくの。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 植物公園の指定管理者制度の導入につきましては、この後御説明いたします後期実施計画（案）につきましても、その中で指定管理者制度の導入の検討ということで位置づけをしております、その考え方の整理ができ次第、指定管理者制度の導入についても進めていきたいと考えてございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 大体わかりました。

そうすると、私の考えでは、公園協会に管理を委託していくんだらうというふうに思ったものですからお伺いしたんですけれども、そうしていくための手続というのは、今後もしそうするとすれば、どういう手続を踏んで管理委託ということになりますでしょうか。それによって植物公園のサービスが低下しちゃうとか、さらによくなるとか、そういう問題とか予算の問題とか、公園協会のほうに対して、水戸市のほうの予算の問題もかかわるんだらうというふうには私は思うんです。

ですからまず、どういう手続でもって、管理委託にする場合にやっていくのか。もし考えがあつたら聞かせてください。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 植物公園の指定管理者制度導入につきましては、今の段階ではそういう制度を導入するかどうかということを検討しているところでございますが、令和3年度のリニューアルオープンを控えてございますので、やはりこれから利用客増を踏まえた形でのよりよい植物公園とするための施設ということで、指定管理者制度の導入についても考えてまいりたいと考えてございます。

具体的に、公園協会のほうに指定管理者制度をお願いするかどうかにつきましても、来年度を含めて公園緑地課で検討していくという形になります。

○須田委員長 この後の行革プランにも出てきますから、そこで動きは質問できると思いますので。

ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終わります。

次に、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画（案）についてでございます。

本件につきましては、内容が多岐にわたりますことから、委員会審査の効率化を図るため、本日は執行部からの説明にとどめ、次回以降の委員会におきまして、前例に倣い、委員の発言は通告制を採用し、通告順に委員ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、質疑時間についてでございますが、これまでの実績等を考慮し、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね30分、通告者の質疑の後にいきます関連質疑の取り扱いにつきましては、全ての通告を通しまして、各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 30分というのは、質問と答弁も含めて30分なんですか。それとも、質問のみで30分ですか。

○須田委員長 これまでどおりですので、質問と答弁を合わせてということになっております。

○中庭委員 ぜひ質問のみで30分ということで、答弁も含めて1時間ぐらいでやっていただきたい。そうしないと、きちんとした審議ができないもので、ぜひお願いいたしたいと思います。

以上です。

○須田委員長 検討というか、ここで決定させていただくところではあります。人数から割ると、おおよそ30分というのが1人の持ち時間、権利だと思っておりますので、日程を1週間、2週間多くとるとのことだったら別ですけれども、それができないもんですから、物理的に。ということで、申しわけないんですが、皆さんの御意向を御確認して決定させていただきたいと思います。30分ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、発言通告及び資料請求の提出期限でございますが、委員長宛てに11月5日火曜日の午後5時までに提出いただくということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、執行部から説明願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画（案）につきまして、総務部行政改革課提出資料②により御説明いたします。

表紙を返していただきまして、目次をごらん願います。後期実施計画は、1の後期実施計画策定の基本的な考え方と、2の行財政改革の具体的施策の内容で構成してございます。具体的施策につきましては、大綱で定めた5つの柱に基づき、全部で30の実施項目を位置づけてございます。

1ページをごらん願います。1の後期実施計画策定の基本的な考え方、(1)後期実施計画策定の趣旨でございますが、後期実施計画は大綱に基づき実施すべき改革について、具体的な内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものでございます。

(2)の後期実施計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間でございます。

(3)の後期実施計画の推進体制につきましては、執行部においては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって進行管理に取り組んでまいります。また、市民へは実施状況を市のホームページ等を通して広く公表してまいります。さらに、市議会及び附属機関である行政改革推進委員会へ定期的に実施状況を報告し、助言や指導を得て進行管理に取り組んでまいります。

2ページをごらん願います。2の行財政改革の具体的施策につきましては、それぞれ実施項目ごとに、前期実施計画での取り組み実績、現状・課題、課題を解決するための実施内容、年度計画、目指すべき成果に

ついてまとめております。

それでは、実施項目及び実施項目に基づく実施内容が多岐にわたることから、新たに後期実施計画に位置づける実施内容と取り組みを中心に、主なものに絞って御説明をさせていただきます。

1の窓口サービス向上につきましては、実施項目名を窓口サービスの見直しから改めるものでございます。前期実施計画に位置づけた総合窓口の推進は、新庁舎開設に伴い総合窓口を設置したこと。コンビニ交付の導入は、住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税課税証明書の交付を開始したことから、いずれも位置づけを終了としてございます。

新たに位置づける実施内容といたしましては、窓口での手数料等の支払いにおける市民の利便性の向上のため、キャッシュレス決済の導入を推進してまいります。また、市民向けパンフレット等の多言語化や窓口業務における外国人対応研修などの取り組みにより、国際化に対応した窓口環境の整備を推進してまいります。

3ページをお願いいたします。2の保育所及び開放学級の待機児童の解消につきましては、前期実施計画では、保育所・幼稚園の適正配置の実施項目の中で、民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備として、待機児童の解消を位置づけてございましたが、後期実施計画では、開放学級の待機児童の解消を加え、独立した実施項目として位置づけるものでございます。

4ページをお願いいたします。3の情報発信の充実につきましては、実施項目名を水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実から改めるものでございます。

前期実施計画に位置づけた行政情報内容の拡充は、初期の目標を達成したことから、位置づけを終了としております。水戸の魅力の発信の充実では、ICT等の進化等を踏まえた新たな情報発信の手段、手法等の研究、試行を行うとともに、報道機関に向けた情報の提供などのニュースリリースの強化にも取り組むものでございます。

7ページをお願いいたします。6の事務権限の拡大につきましては、令和2年4月1日に中核市に移行することから、実施項目名を中核市移行の推進から改めるものでございます。

後期実施計画では、県の事務処理特例条例による権限移譲の制度等を活用しながら、市民サービスの向上につながる事務権限の拡大を推進するものでございます。

11ページをお願いいたします。10の組織・機構の適正管理につきましては、部間応援の実施を新たに位置づけております。特定の時期に業務が大幅に増加する部署における人員体制を強化するため、部長間の協議により、部を越えた職員の応援体制のルールを明確化するものでございます。

12ページをお願いいたします。11の職員定数の適正管理につきましては、技能労務のあり方の検討を新たに位置づけてございます。技能労務におけるそれぞれの業務について、今後の方針として委託を行うのか、直営を維持するのかについて、考え方を整理するものでございます。

13ページをお願いいたします。12の公共施設等の適正管理につきましては、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定したことから、実施項目名を公共施設等総合管理計画の策定から改めるものでございます。新たに福祉施設のあり方の検討を位置づけておりますが、これは福祉施設について事業への民間事業者の参入が進み、競争が発生している事業があることから、民間との競争状況や公設施設としての役割等を

踏まえつつ、提供サービスの変更や施設の廃止、民営化など今後の施設運営のあり方を検討するものでございます。

また、前期実施計画では、保育所・幼稚園の適正配置として実施項目としておりましたが、保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針を今年度に策定予定でありますことから、方針に基づく施策の推進としてこちらの項目に提示してございます。

14ページをお願いいたします。13の事務事業の見直しにつきましては、前期実施計画に位置づけておりました行政評価の推進は、令和2年度以降、包括外部監査の導入に伴い、行政評価を休止するため、また、事務処理マニュアルの活用は、作成率が100%となったため、さらには嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化は、一元化の達成のため、いずれも位置づけを終了してございます。

新たに位置づける実施内容でございますが、民間のノウハウを活用した事務事業の検証、それから民間のノウハウを活用した新たな視点で事務事業を検証し、改善を図るものでございます。電子決裁の導入の検討、これはペーパーレス化の推進や文書の改ざん防止を図るため、電子決裁の導入を検討するものでございます。

農業集落排水事業の公営企業化、これは平成31年1月の総務省通知により、農業集落排水事業の公営企業化について、令和6年度までに地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を要請されていることから、全部適用への移行を推進するものでございます。

16ページをお願いいたします。14のICTの活用につきましては、実施内容を再編し、新たに人工知能(AI)の活用が可能な業務の検討や、ソフトウェアロボットによる業務の自動化であるRPAの導入を位置づけております。また、再掲として、窓口におけるキャッシュレス決済の導入も位置づけております。

19ページをお願いいたします。16の事務事業の民間活力活用の推進につきましては、新たに民間活力活用の検討を図る業務として、窓口業務、開放学級事業、債権回収業務を位置づけ、市民サービスの維持、向上及びコストの削減の可能性について十分に検討してまいります。なお、学校給食調理業務につきましては、職員の退職に合わせ、順次委託化を進める方針が決定しておりますので、進行管理ということで実施項目中に明記したものでございます。

20ページをお願いいたします。17の公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進につきましては、民間活力活用の検討を図る施設として、前期実施計画に位置づけていた公設地方卸売市場と少年自然の家は、直営の方針が決定したことから、対象から外すこととし、新たに森林公園と植物公園を検討の対象に加えたものでございます。また、指定管理者制度導入施設の評価に関する基本方針を、平成22年度に策定してから一定期間を経過していることから、指定管理者導入施設の評価手法の見直しについて新たに位置づけてございます。

22ページをお願いいたします。19の中長期的視点に基づく財政運営につきましては、前期実施計画において、大型プロジェクトの財政計画の公表を実施項目として別途設けておりましたが、4大プロジェクトの進捗により、こちらの実施項目に包含することとしたものでございます。

25ページをお願いいたします。22の社会保障制度の適正な運営につきましては、前期実施計画では全の実施内容を1つの実施項目の枠の中に表記しており、内容がわかりにくかったことから、(1)、(2)、(3)と分割した表記に改め、見やすさに配慮いたしました。また、新たな実施内容の対象として位置づけた

ものとして、26ページの(3)障害福祉につきましては、障害者福祉給付費等の適正化を位置づけており、給付費の適正化を図るため、事業者からの給付費請求に係るチェックの取り組みの徹底を図るものでございます。

(4)保育所等につきましては、施設型給付の適正化を位置づけており、保育所等に係る施設型給付の適正化を図るため、事業者からの請求に係るチェックの取り組みの徹底を図るものでございます。

30ページの(8)一般検査、実地指導等の適正な実施につきましては、実地指導等の適正な実施を位置づけており、福祉施設の適正な実地指導等により、給付等対象サービスの質の確保や、保険給付の適正化を図るものでございます。

31ページをお願いいたします。23の外郭団体の財務体質・執行体制の改善につきましては、前期実施計画に位置づけておりました土地開発公社のあり方の検討は、平成28年度の土地開発公社の解散により終了してございます。

新たに位置づける実施内容でございますが、統合等を含めたあり方の検討、これはそれぞれの外郭団体の目指すべき将来像、あり方を明確にし、それを目指すにはどのような対応が具体的に必要なのかを選定、決定するものでございます。

外部評価の実施、これは近年の外郭団体の経営改善計画の進行管理は、所管課と行政改革課のチェックにとどまってきたことから、新たな観点や、より専門的な視点により評価を行うため、外郭団体検討専門委員による外部評価を実施するものでございます。

32ページをお願いいたします。24の収納率の向上につきましては、収納率向上に向けた取り組みを推進する対象を、調定額1億円以上の債権に整理をいたしました。これに伴い、学校給食費と後期高齢者医療保険料が新たに対象に加わり、し尿処理手数料は調定額が1億円以下のため、対象外となっております。また、実施内容として、新たに納付機会拡大に向けて新たな納付手段を検討することを位置づけてございます。

37ページをお願いいたします。28の職員の能力育成につきましては、前期実施計画に位置づけておりましたジョブ・ローテーションの推進は、平成30年度に市長部局における指針を決定したことから、終了してございます。

後期実施計画では、実施内容として新たに、多様な交流による能力育成を図るため、他自治体との人事交流及び大学派遣研修を推進することや、特定業務について庁内公募制度を活用するプロポーザル異動の活用を位置づけております。

なお、前期実施計画の実施項目と位置づけていた人事評価制度の推進は、全職員を対象とした人事評価を実施していることから、終了してございます。人事評価結果の給与への反映については、実施項目20の給与へ適正化に位置づけてございます。

39ページをお願いいたします。30のワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、後期実施計画で新たに位置づける実施内容であります。早出遅出勤務制度の拡充など、勤務時間の柔軟な運用に取り組むこと、勤務時間を適切に管理するため、出退勤管理システムの導入を検討すること、職員が働きやすい職場づくりに向け、庁内で推進するための仕組みを検討することによってございます。

参考資料として、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画における実施項目一覧と、水戸市行財政

改革プラン2016大綱を添付してございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

○須田委員長 以上で、執行部の説明は終わりました。

なお、次回以降の委員会の予定についてでございますが、年内においては質疑に必要な2日間の日程確保が困難なことから、現在のところ、来年の1月16日木曜日及び1月17日金曜日の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時42分 散会